

議第106号

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例の制定について
京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例
京都市学校歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項各号列記以外の部分中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、教育委員会が特別の展示をしたときは、その期間に限り、前2項の観覧料のほか、別表に掲げる額の範囲内で、その都度市長が定める観覧料を徴収することができる。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

観覧料の適正化を図る必要があるので提案する。